

REPORT

信用保証レポート
Vol.105
令和5年5月号

◆掲載内容◆

- ・新たな保証制度のご案内
- ・令和5年度実績に基づく金融機関表彰について
- ・信用保証書の電子交付について
- ・令和5年度経営計画を策定しました
- ・ホームページをリニューアルしました
- ・事務分担のお知らせ
- ・業務概況、各区分別保証状況(令和5年3月末)
- ・『起業家向け無料相談』窓口について
- ・事務所のご案内

表紙【中原平和公園】
(川崎市中原区)

 川崎市信用保証協会

川崎市信用保証協会は、 及び川崎ブレイブサンダースを応援しています

©川崎フロンターレ

新たな保証制度のご案内

令和5年4月1日に、川崎市中小企業融資制度「スタートアップ創出促進資金」が創設されました。この制度は、創業時の融資において経営者保証を求める慣行が創業意欲の阻害要因となっている可能性を踏まえ、創業から一定期間を経過していない会社等に対する事業資金供給の円滑化を図るべく、経営者保証を不要とすることで創業機運の醸成による創業の増加を目的とした制度です。

スタートアップ創出促進資金	
ご利用いただける方	次のいずれかに該当する方 (1) 事業を営んでいない個人で、2か月以内(※)に会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある。 ※市区町村が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は、6か月以内となります。 (2) 中小企業が事業を継続しつつ、新たに会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある。 (3) 事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立から5年未満である。 (4) 中小企業が事業を継続しつつ、新たに設立した会社で設立から5年未満である。 (5) 事業を営んでいない個人が開始した事業を、新たに会社を設立して承継させ、個人創業時から5年未満である。
対象資金	創業に必要な設備資金及び運転資金
保証限度額	3,500万円
返済方法	割賦返済または一括返済(融資期間1年以内の運転資金に限る。)
保証期間	10年以内(据置期間は1年以内。なお、金融機関のプロパー融資と同時実行またはプロパー融資残高がある場合は据置期間3年以内。)
信用保証料率	年0.5%
貸付利率	固定金利または変動金利 固定金利の場合は、年1.9%以内 ①借入金の1/3以上の自己資金を有している場合は、年1.8%以内 ②借入金の1/2以上の自己資金を有している場合は、年1.7%以内 変動金利の場合は、制度所定変動金利(短期プライムレート+0.7%以内)
担保・連帯保証人	(1) 担保 不要 (2) 連帯保証人 不要
その他	(1) 創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用)の提出が必要。 (2) 保証申込受付時点において税務申告1期未了の創業者にあっては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることが必要。

詳細等につきましては、お気軽にお問合せください。

【お問合せ先】	企業支援課	044-211-0501
	北支所企業支援課	044-850-0055

令和5年度実績に基づく金融機関表彰について

表彰店舗	表彰部門毎に定める対象保証制度等の利用(保証承諾)件数上位3店舗とします。ただし、利用(保証承諾)件数が同数の場合は、承諾金額順とします。
対象期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
基準日	令和6年3月31日
表彰部門と対象とする保証制度等	(1) 創業支援部門 『創業関連保証制度』及び『川崎市中小企業融資制度創業支援資金のうちアーリーステージ対応資金(女性・若者・シニア企業家支援資金を含む。)]
	(2) 連携・協調部門 『協調型融資保証制度』、『中小企業成長発展支援保証制度』、『短期継続保証制度』、『川崎市中小企業融資制度振興資金のうち短期継続資金』及び『不動産担保融資保証制度』
	(3) 経営改善支援部門 『伴走支援型特別保証制度』、『川崎市伴走支援型経営改善資金』、『事業再生計画実施関連保証制度』、『事業再生計画実施関連保証制度(感染症対応型)]、『川崎市中小企業融資制度経営安定資金のうち経営改善サポート型企業再建資金』、『借換保証制度のうち条件変更改善型借換保証』、『川崎市中小企業融資制度経営安定資金のうち条件変更改善型借換資金』及び『求償権消滅保証』
	(4) 小規模事業者支援部門 『小口零細企業保証制度』、『川崎市中小企業融資制度小規模事業資金』及び『川崎市中小企業融資制度小口零細対応小規模事業資金』
	(5) 生産性向上支援部門 資金使途が『設備』又は『運転・設備』の保証及び『川崎市中小企業融資制度振興資金のうち事業展開・多角化資金』
	(6) 事業承継支援部門 『事業承継保証制度』、『経営承継関連保証制度』、『特定経営承継関連保証制度』、『経営承継準備関連保証制度』、『特定経営承継準備関連保証制度』、『自主廃業支援保証制度』、『事業承継特別保証制度』、『川崎市事業承継特別保証資金』及び『経営承継借換関連保証制度』
	(7) SDGs支援部門 『SDGs取組支援融資』 ※『SDGs取組支援融資』とは、川崎市が創設した「かわさきSDGsパートナー」の認証を取得した事業者が、対象の川崎市中小企業融資制度を利用した際に川崎市から更に信用保証料の補助が受けられるものです。

なお、表彰時期は令和6年6月頃を予定しております。

信用保証書の電子交付について

当協会では、令和3年5月からインターネット上で電子署名を付与した電子保証書を金融機関に交付する、信用保証書の電子交付サービスを行っています。電子化することにより、紙媒体による交付に比べ、保証決定後の迅速な融資実行が可能となります。

令和5年4月3日に山梨中央銀行で開始したことにより、あわせて17金融機関に信用保証書の電子交付を行っています。

詳細や導入の検討につきましてはお気軽にお問合せください。

【お問合せ先】 総務企画課 044-211-0503

令和5年度経営計画を策定しました

当協会は、公的な中小企業支援機関として、コロナ禍に加え、エネルギーや原材料の価格高騰等の影響により厳しい状況にある中小企業に金融機関等と連携し信用保証による金融支援に取り組むとともに、創業支援、期中支援及び再生支援の充実を図ることにより、地域経済の発展に貢献するため、令和5年度の業務運営方針等について、次のとおり策定しました。

1. 中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取組みの推進
2. 経営支援に関する取組みの推進
3. 地方創生等への貢献を果たすための取組みの推進
4. 回収の最大化に向けた取組みの強化
5. 中小企業や金融機関から信頼される態勢の維持・強化

令和5年度の事業計画数値は、以下のとおりです。

項目	金額
保証承諾	40,000百万円
保証債務残高	188,000百万円
代位弁済	3,300百万円
実際回収	450百万円

ホームページをリニューアルしました

当協会では、令和5年4月にホームページの利便性向上を図るため、全面リニューアルを実施しました。

今後ご利用いただきやすいホームページを目指して参りますので、よろしくお願い申し上げます。



事務分担のお知らせ

川崎・幸・中原区の金融相談、保証審査及び創業支援に関すること

企業支援部企業支援課	TEL 044-211-0501	FAX 044-222-1993
川崎区の事業者	係長 主任	山口 裕新 松下 真人
幸区の事業者	係長	山口 裕新 五十嵐 ゆい
中原区の事業者	係長	森 宏平 森 宏祐

高津・宮前・多摩・麻生区の金融相談、保証審査及び創業支援に関すること

企業支援部北支所企業支援課	TEL 044-850-0055	FAX 044-833-1313
高津区の事業者		邊見 洋樹
宮前区の事業者	係長	向井 祐太
多摩区の事業者	主任	松岡 瞳
麻生区の事業者	係長	井原 隆

経営支援、事故報告、返済条件変更審査及び保証協会団信に関すること

企業支援部経営支援推進課	TEL 044-211-0504	FAX 044-222-1993
川崎区の事業者	主査	渡邊 公博
幸及び高津区の事業者		石川 宏樹
中原区の事業者	主任	高藤 篤志
多摩、宮前及び麻生区の事業者	業務推進役	田邊 晴久

代位弁済に関すること

企業支援部管理推進課	TEL 044-211-0502	FAX 044-211-9937
	係長	井上 優 永田 真由 渡邊 聖也

単位：千円、%

	令和4年度累計		
	件数	金額	前年比
保証承諾	2,791	38,333,086	108.8
保証債務残高	16,733	201,465,617	94.7
代位弁済	163	2,340,489	164.7
回収	-	496,591	127.5

【保証承諾】

令和4年度保証承諾累計は、2,791件（108.1%）、38,333,086千円（108.8%）で、前年と比べ、件数で210件、金額で3,107,882千円増加しました。

・業種別

サービス業（91.4%）及びその他の産業（82.0%）は前年を下回りました。

・制度別

伴走支援型資金【市制度】（391.8%）、振興資金【市制度】（159.3%）、協会一般保証（154.9%）等は前年を大きく上回りました。

新型コロナウイルス感染症に関連した保証は、749件、15,759,035千円で保証承諾全体の41.1%を占めています。

【保証債務残高】

保証債務残高は、16,733件（103.2%）、201,465,617千円（94.7%）で、前年と比べ、件数で519件増加しましたが、金額は11,328,864千円減少しました。

【代位弁済】

令和4年度代位弁済累計は、163件（131.5%）、2,340,489千円（164.7%）で、前年と比べ、件数で39件、金額で919,580千円増加しました。

【回収】

令和4年度回収累計は、496,591千円（127.5%）で、前年と比べ、107,256千円増加しました。

各区分別保証状況（令和5年3月末）

1. 業種別保証承諾状況

単位：千円、%

	令和3年度累計			令和4年度累計		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
製造業	271	4,022,600	13.2	319	5,756,122	143.1
卸売業	209	4,526,461	24.0	207	4,538,220	100.3
小売業	414	5,133,910	21.2	498	5,500,690	107.1
建設業	828	10,498,398	17.1	887	12,025,035	114.5
サービス業	620	7,285,460	22.0	632	6,656,659	91.4
不動産業	135	2,048,535	30.3	161	2,454,050	119.8
その他の産業	104	1,709,840	20.3	87	1,402,310	82.0
合計	2,581	35,225,204	19.2	2,791	38,333,086	108.8

2. 業種別代位弁済状況

単位：千円、%

	令和3年度累計			令和4年度累計		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
製造業	10	111,331	78.6	19	388,106	348.6
卸売業	20	306,580	442.0	33	593,605	193.6
小売業	23	165,980	52.0	34	470,308	283.4
建設業	41	528,617	127.1	39	459,693	87.0
サービス業	19	216,650	85.5	25	262,355	121.1
不動産業	0	0	0.0	1	352	-
その他の産業	11	91,751	92.4	12	166,070	181.0
合計	124	1,420,909	106.1	163	2,340,489	164.7

3. 制度別保証承諾状況

単位：千円、%

	令和3年度累計			令和4年度累計		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
川崎市制度	2,383	31,636,604	17.5	2,566	33,543,026	106.0
内、コロナ対応資金	355	7,611,255	5.4	0	0	0.0
内、伴走支援型資金	220	3,691,400	-	666	14,462,137	391.8
内、振興資金	189	4,002,885	269.0	311	6,373,160	159.3
内、小規模	304	2,668,730	388.9	373	3,608,880	135.2
内、経営安定資金	427	9,215,134	26.1	180	4,133,098	44.9
内、経安不況	71	1,964,400	59.8	37	968,198	49.3
内、経安借換	94	3,458,000	198.2	86	2,604,800	75.3
内、経安借条変	8	200,700	71.0	7	112,600	56.1
内、危機対策	162	1,975,450	-	0	0	0.0
内、経安災害特例	80	1,260,451	-	50	447,500	35.5
内、経安激甚対策	0	0	0.0	0	0	-
内、経安災害コロナ	4	134,000	1.2	0	0	0.0
内、危機対策コロナ	8	222,133	1.2	0	0	0.0
内、創業	220	1,282,740	202.0	235	1,354,850	105.6
内、小規模零細	663	3,050,060	267.7	797	3,441,021	112.8
内、ABL	0	0	-	0	0	-
内、事業承継	5	114,400	-	4	166,880	145.9
内、その他	0	0	-	0	0	-
協会制度	143	2,302,300	185.6	153	2,798,190	121.5
内、伴走支援型資金	25	415,500	-	12	317,200	76.3
内、創業	1	15,000	130.4	2	11,000	73.3
協会一般保証	55	1,286,300	126.1	72	1,991,870	154.9
合計	2,581	35,225,204	19.2	2,791	38,333,086	108.8

4. 制度別代位弁済状況

単位：千円、%

	令和3年度累計			令和4年度累計		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
川崎市制度	107	1,201,746	116.0	143	2,066,662	172.0
内、コロナ対応資金	29	226,785	2853.0	45	596,300	262.9
内、伴走支援型資金	0	0	-	2	19,303	-
内、振興資金	2	22,272	36.7	7	99,590	447.2
内、小規模	10	54,809	56.2	9	57,819	105.5
内、経営安定資金	31	736,629	141.1	41	980,690	133.1
内、経安不況	10	230,325	145.3	12	245,638	106.6
内、経安借換	14	333,924	100.1	15	365,599	109.5
内、経安借条変	0	0	-	1	39,979	-
内、危機対策	1	1,878	-	2	37,159	1978.6
内、経安災害特例	2	5,444	-	1	1,725	31.7
内、経安激甚対策	0	0	-	1	41,798	-
内、経安災害コロナ	2	16,906	56.2	4	88,456	523.2
内、危機対策コロナ	2	148,152	-	3	100,831	68.1
内、創業	8	32,073	156.8	13	61,854	192.9
内、小規模零細	21	86,429	54.5	15	60,901	70.5
内、ABL	0	0	-	0	0	-
内、事業承継	0	0	-	0	0	-
内、その他	6	42,750	26.5	11	190,206	444.9
協会制度	10	139,301	51.2	14	207,982	149.3
内、伴走支援型資金	0	0	-	0	0	-
内、創業	0	0	0.0	0	0	-
協会一般保証	7	79,862	260.4	6	65,845	82.4
合計	124	1,420,909	106.1	163	2,340,489	164.7

保証制度のご紹介

今回は 川崎市短期継続資金 をご紹介します。

こんな方におすすめです！

・資金繰りの安定化を図りたい方

保証内容は？

保証限度額：最大5,000万円 対象資金：運転資金 保証期間：1年以内

令和5年4月1日保証申込分から、「かわさきSDGsパートナー」においてゴールドパートナーを取得した事業者に限って、川崎市の保証料補助により信用保証料率が年0.225%~0.95%と通常の保証料より割安となり資金調達が可能となります。ご利用できる方の要件がありますので、詳細は企業支援課または北支所企業支援課にお問合せください。

『起業家向け無料相談』窓口について

川崎市信用保証協会は、川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）と連携して、川崎市内で創業を希望する方のご相談に対応するため『起業家向け無料相談』窓口を設置しております。

対象	川崎市内での創業希望者
相談日	平日
相談時間	9時00分～17時00分 (1回:45分)
相談員	川崎市信用保証協会職員
相談場所	次の3箇所からお選びいただけます。 ① 川崎市信用保証協会本所 ② 川崎市信用保証協会北支所 ③ 川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)

お問合せ先
企業支援課 044-211-0501
北支所企業支援課 044-850-0055

未来を拓く川崎の企業をサポートする

事務所のご案内



※本所駐車場について
当協会本所には駐車場がございません。駐車場をご利用の場合は、川崎駅東口広場公共駐車場(アゼリア駐車場)をご利用の上、担当者に駐車券をご提示ください。



※無料シャトルバス (AM10:00～) について
乗り場：溝の口駅北口バスターミナル
9番乗り場「FKSP行き」
※北支所駐車場について
当協会北支所の駐車場はKSP地下駐車場をご利用の上、担当者に駐車券をご提示ください。

信用保証を利用する皆さまへ

暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません！

川崎市信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します

※反社会的勢力とは

- ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等
- ・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ・暴力団等と密接な関係を有する者（いわゆる共生者、密接交際者）
- ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う者

川崎市信用保証協会「信用保証レポート」
通巻 第105号 令和5年5月1日発行(奇数月発行)
発行者 川崎市川崎区日進町1番地66
川崎市信用保証協会

